

令和 8 年度寒河江市国民健康保険特別会計予算説明書

国民健康保険は、地域医療の確保と地域住民の健康増進にきわめて重要な役割を果たしております。

その一方、被保険者数が減少している中での高齢化、医療の高度化による医療費の増加、及び低所得者数の増加など構造的な課題を抱えております。平成 30 年度から持続可能な医療保険制度を構築するため、県が財政運営の責任主体となりましたが、その事業運営は本市のみならず大変厳しいものとなっております。

こうした中で、今後とも、国民健康保険税の収納率の向上や医療費適正化対策を強化するとともに、保健事業を充実し、被保険者の健康保持増進に努め、健全財政の維持と効率的な事業運営を図るべく予算編成を行ったところであります。

その結果、令和 8 年度国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 8 億 3, 3 7 7 万 4 千円で、前年度当初予算と比較して 1 億 2, 8 3 1 万 6 千円の減となっております。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算は、保険給付費 2 8 億 2, 1 1 1 万 2 千円、国民健康保険事業費納付金 8 億 4, 8 0 6 万 6 千円が主なものとなっております。

歳入予算は、国民健康保険税 6 億 1, 1 3 8 万 3 千円、県支出金 2 8 億 8, 4 9 2 万 5 千円、繰入金 3 億 2, 9 7 0 万 3 千円が主なものとなっております。

また、一時借入金の最高額を 1 億円に定めるとともに、保険給付費の支出の際における歳出予算の流用についてもあらかじめ議決を得ようとするものです。

以上、予算の大要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のうえ御可決くださるようお願い申し上げます。